

福岡県公報

令和6年1月5日
第460号

目次

告示(第1号-第5号)

- 自衛官の募集 (行財政支援課) 1
- 公有水面埋立ての承認の出願 (港湾課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 5

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 7
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 7
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 8
- 労働組合法第18条に基づく申立てに係る決定について (労働政策課) 9
- 土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 13

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 14
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 14

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) 14
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) 14
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) 15

正誤

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(令和5年8月福岡県公告)中正誤 16

告示

福岡県告示第1号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、応募資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 募集種目

自衛隊自衛官候補生

2 募集期間

令和6年1月10日（水）から令和6年2月6日（火）まで

3 応募資格

(1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者

※ 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者

(2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 第1次試験（筆記（Web））

令和6年2月11日（日）～令和6年2月14日（水）

(2) 第2次試験（口述・身体検査）

令和6年2月18日（日）～令和6年2月19日（月）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）

福岡市東区名島3-24-2 (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

各試験場は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

試験場は随時追加・変更されるため、細部については5項目記載の最寄りの受付場所に確認するものとする。

福岡県告示第2号

公有水面埋立ての承認の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項本文において準用する同法第3条第1項本文の規定に基づき、その事件の要領を次のように告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を、令和6年1月5日から同年1月26日までの間、福岡県県土整備部港湾課及び京築県土整備事務所において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 出願人

防衛省九州防衛局

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号福岡第二合同庁舎

(2) 代表者

防衛省九州防衛局長 江原 康雄

福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号福岡第二合同庁舎

2 埋立区域

(1) 位置

築上郡築上町大字西八田1137番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から③⑩の地点までを順次に結んだ線、③⑩の地点から③⑪の地点を結んだ令和4年の春分の日の満潮位（D. L. +3.68m）における公有水面と既設防砂堤との境界線、③⑪の地点から①の地点までを順次に結んだ令和4年の春分の日の満潮位（D. L. +3.68m）における公有水面と既設護岸との境界線により囲まれた区域。

①の地点 築上郡築上町大字宇留津の宇留津四等三角点（北緯33度40分10秒7118、東経131度03分17秒7110）から345度24分31秒2255.17mの地点

②の地点 ①の地点から69度51分14秒、77.96メートルの地点

③の地点 ②の地点から339度51分14秒、2.22メートルの地点

④の地点 ③の地点から69度51分14秒、249.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から159度51分14秒、4.17メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から69度51分14秒、442.25メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から24度51分14秒、72.12メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から69度51分14秒、17.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から114度51分14秒、72.12メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から69度51分14秒、63.90メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から159度51分14秒、318.73メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から69度51分14秒、3.10メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から159度51分16秒、1.65メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から249度51分28秒、3.50メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から339度51分18秒、1.70メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から249度51分14秒、345.42メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から159度51分14秒、1.70メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から249度51分14秒、0.90メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から204度51分15秒、0.90メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から294度51分15秒、1.70メートルの地点

㉑の地点 ㉑の地点から204度51分15秒、54.54メートルの地点

㉒の地点 ㉒の地点から114度51分15秒、1.70メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から204度51分15秒、2.58メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から249度51分14秒、1.76メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から339度51分14秒、1.70メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から249度51分14秒、257.05メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から159度51分14秒、1.70メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から249度51分14秒、19.56メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から159度51分14秒、1.53メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から249度51分14秒、72.81メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から337度34分37秒、1.68メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から70度09分00秒、0.32メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から27度36分05秒、4.31メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から342度12分25秒、0.24メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から24度42分21秒、182.82メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から69度51分09秒、278.41メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から159度51分10秒、0.50メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から69度51分09秒、23.09メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から339度52分52秒、138.13メートルの地点

- ㊸の地点 ㊹の地点から250度09分01秒、26.01メートルの地点
- ㊺の地点 ㊸の地点から160度09分03秒、0.48メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から249度51分13秒、586.93メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から317度38分03秒、20.57メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から318度32分32秒、55.03メートルの地点

(3) 面積

205,244.42平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

築上郡築上町大字西八田1137番地の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からRの地点までを順次に結んだ線及びRの地点とAの地点を結んだ線に囲まれた区域。

- Aの地点 基準点から344度03分04秒、2324.66メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から339度51分14秒、326.65メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から339度51分14秒、300.00メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から69度51分14秒、282.00メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から159度51分14秒、286.00メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点

- Qの地点 Pの地点から249度51分14秒、292.00メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から262度34分51秒、371.14メートルの地点

(3) 面積

1,872,325.32平方メートル

4 埋立地の用途

防衛施設用地

5 出願年月日

令和5年12月4日

福岡県告示第3号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字茗荷尾井手口1046、1050の1、1051、字大道1059の2、1066、1067、字大木元1111、1114の1、字黍ノ追2496の1、2501の2、2491の1・2502（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第4号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村矢部字惣実3840の1、3840の2、3842の1、3843の2、3843の3、3844の1、3844の2、3845の1、3845の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第5号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字井手浦字内山ノ上898の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字内山ノ上898の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字新代字湯納楚1353番2、1353番4及び1355番2並びに字馬頭1389番211及び1389番681

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊明市二村台二丁目26番地の14

明和興業株式会社

代表取締役 柴田 裕二郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市神在東二丁目140番1、140番9から140番11まで、141番1、141番3から141番11まで、152番2及び152番8並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区若久五丁目2番3号

九州エステート株式会社

代表取締役 柳 孝弘

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市蔵持字境855番2及び855番6

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区今宿青木99番地1リ・トコラーサ701号

橋口 遊

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字江削389番1、389番3から389番18まで、391番1、391番12から391番20まで、392番5、394番5、399番5及び399番6の一部並びに宇石橋209番14の一部並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C & C

代表取締役 行武 忠孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡みやこ町犀川大坂字頭石423番4及び423番6並びに字中野1194番36、1194番37、1194番41、1194番42、1194番44、1194番46、1194番47及び1198番2

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡みやこ町犀川大坂1194番地1

株式会社箕面開発

代表取締役 中原 成仁

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
芦屋町、遠賀町、水巻町	令和 5 年 12 月 5 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量（10点））
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市若松区向洋町	令和 5 年 12 月 11 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点・4級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
八女市黒木町木屋	令和 5 年 11 月 20 日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和 6 年 1 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和 5 年 12 月 20 日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社チュウオ	田川郡川崎町 大字田原506	西本 泰博	令和 4 年 1 月 12 日 福岡県知事許可（般-3） 第17441号

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

- (2) 停止期間

令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 19 日までの15日間

- 4 処分の原因となった事実

株式会社チュウオは、川崎町発注の土木工事に係る指名競争入札において、土木工事に係る建設業の許可及び経営事項審査の有効期間が失効していたにもかかわらず、同町の「建設工事指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則」に定める変更

事項の届出を怠り、当該事実を秘して不正に入札に参加した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

解散した清算法人本道寺・香園土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
平嶋 一男	筑紫野市大字本道寺363番地
矢ヶ部 清隆	筑紫野市大字本道寺134番地3
日永田 隆幸	筑紫野市大字香園219番地1
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129番地
平嶋 繁彦	筑紫野市大字本道寺135番地

公告

隈上土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
出利葉 俊章	うきは市浮羽町西隈上618番地2
佐々木 正徳	うきは市浮羽町東隈上570番地5
石井 重敏	うきは市浮羽町高見1914番地

堀江 裕一郎	うきは市浮羽町西隈上151番地2
西 利春	うきは市浮羽町古川204番地15
熊谷 大策	うきは市浮羽町西隈上677番地2
綾部 富士夫	うきは市浮羽町西隈上320番地
生野 徹男	うきは市浮羽町東隈上528番地1

2 退任監事

氏名	住所
竹下 春義	うきは市浮羽町東隈上267番地1
出利葉 猛敏	うきは市浮羽町西隈上598番地1

3 就任理事

氏名	住所
出利葉 俊章	うきは市浮羽町西隈上618番地2
石井 重敏	うきは市浮羽町高見1914番地
堀江 裕一郎	うきは市浮羽町西隈上151番地2
西 利春	うきは市浮羽町古川204番地15
佐藤 正良	うきは市浮羽町西隈上604番地21
熊谷 大策	うきは市浮羽町西隈上677番地2
生野 徹男	うきは市浮羽町東隈上528番地1
宮崎 誠司	うきは市浮羽町東隈上276番地1

4 就任監事

氏名	住所
綾部 富士夫	うきは市浮羽町西隈上320番地
河内 輝男	うきは市浮羽町東隈上568番地2

公告

労働組合法（昭和24年法律第174号）第18条第1項の規定に基づき、令和5年2月9日付けで自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン執行委員長大町浩文から申立てのあった、令和5年1月13日付けで自治労福岡市水道サービス従業員ユニオンとヴェオリア・ジェネッツ株式会社及び第一環境株式会社との間に締結した労働協約（以下「本件労働協約」という。）の地域的拡張適用について、同法第18条第1項及び第2項並びに労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第15条の規定に基づき福岡県労働委員会が、令和5年11月16日に開催された第1859回定例総会で、一部修正のうえ拡張適用することが適当である旨決議した。これにより、同法第18条第1項及び第3項並びに同令第15条の規定に基づき、次のように労働協約の拡張適用を受けるべきことを決定する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 適用される本件労働協約の条項

第2条から第8条第1項までの各条項

ただし、第8条第1項中「2023（令和5年）2月1日」とあるのは「令和6年4月1日」とし、修正後の本件労働協約の各条項は以下のとおりである。

第2条（用語の定義）

この労働協約の用語について、次のとおり定義する。

(1) 「適用地域」

福岡市全域

(2) 「水道メーター」

前掲(1)所定の適用地域において、福岡市水道事業のために設置された水道使用量を計測する機器を、「水道メーター」という。

(3) 「検針業務」

前掲(2)所定の水道メーターを点検・調査し、水道使用量を検針し、検針結果を検針用ハンディターミナルに入力し、使用量の通知書を発行し、水道使用者にこれを通知する作業を、「検針業務」という。

(4) 「時間給制水道検針員」

後掲(6)所定の賃金計算期間において、前掲(3)所定の検針業務に従事する労働

時間の合計時間数が所定労働時間の合計時間数の2分の1以上であり、かつ、賃金の一部又は全部が時給計算又は日給計算で支払われる労働者を、「時間給制水道検針員」という。

(5) 「使用者」

前掲(4)所定の時間給制水道検針員から、労務の提供を受け、かつ、この労務に対する報酬を支払う者を、「使用者」という。

(6) 「賃金計算期間」

ア 前掲(4)所定の時間給制水道検針員に対する賃金支払日が毎月1回である場合には、各月の賃金締切日の翌日から翌月の賃金締切日までを「賃金計算期間」という。

イ 前掲(4)所定の時間給制水道検針員に対する賃金支払日が毎月複数回ある場合には、各月の最初の賃金締切日の翌日から翌月の最初の賃金締切日までの期間をもって、「賃金計算期間」という。

(7) 「検針業務等従事指定日」「検針予備期間」「所定労働日」

ア 「検針業務等従事指定日」とは、次の(ア)及び(イ)を充足する日をいう。

(ア) 使用者が、各時間給制水道検針員に、各賃金計算期間において検針業務等に従事すべき日として指定した日であること。

(イ) 使用者が前掲(ア)所定の指定を行う時期は、各賃金計算期間の開始日より前の時点であること。

イ 「検針業務等従事指定日」のうち、次の(ア)(イ)(ウ)を全て充足する期間を、「検針予備期間」という。

(ア) 前掲ア所定の検針業務等従事指定日のうち、使用者が当該賃金計算期間の最終の時期に、日単位、又は、日単位と時間単位の併用により設定した一定の期間であること。

(イ) 各時間給制水道検針員が各賃金計算期間に担当する検針業務を前掲(ア)所定の一定の期間の開始時点までに完了しない場合には、当該時間給制水道検針員は前掲(ア)所定の一定の期間に就労して検針業務に従事する義務を負い、かつ、この就労時間に関して使用者は賃金支払義務を負うこと。

(ウ) 各時間給制水道検針員が各賃金計算期間に担当する検針業務を前掲(ア)所

定の一定の期間の開始時点までに完了した場合には、当該時間給制水道検針員は前掲(ア)所定の一定の期間に就労して検針業務に従事する義務を負わず、かつ、この不就労時間に関して使用者は賃金支払義務を負わないこと。

ウ 「検針業務等従事指定日」のうち、前掲イ所定の「検針予備期間」が設けられた日を除くその余の日を、「所定労働日」という。なお、検針予備期間が日単位のみで設定されるのではなく日単位と時間単位の併用により設定されている場合においては、時間単位で設定されている日の全部について「検針予備期間」に含まれるものとして扱う。

(8) 「実労働時間」

前掲(4)所定の時間給制水道検針員が現実に労働義務を履行する時間（現実の始業時刻から現実の休憩開始時刻までの時間、及び、現実の休憩終了時刻から現実の終業時刻までの時間）であり、かつ、使用者が賃金支払義務を負う時間をもって、「実労働時間」という。

(9) 「月間検針実件数」

前掲(4)所定の時間給制水道検針員が前掲(6)所定の各賃金計算期間において前掲(3)所定の検針業務の対象とした水道メーターの個数の総数であって、大口検針・一般検針その他検針の種別を問わず1個の水道メーターの検針業務を1回行う都度1件として数え、検針の種別による換算を行う前の実件数をもって、「月間検針実件数」という。

(10) 「標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員」

ア 前掲(6)所定の賃金計算期間毎に、前掲(4)所定の時間給制水道検針員のうち、「標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員」として扱われる者は、少なくとも、各賃金計算期間における前掲(8)所定の実労働時間の合計数及び前掲(9)所定の月間検針実件数が次の(ア)から(エ)のいずれか一つ又は複数に該当する者でなければならない。

(ア) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が80時間以内であり、かつ、月間検針実件数が2,000件以上であること。

(イ) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が100時間以内であり、

かつ、月間検針実件数が2,500件以上であること。

(ウ) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が120時間以内であり、かつ、月間検針実件数が3,000件以上であること。

(エ) 各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が140時間以内であり、かつ、月間検針実件数が3,500件以上であること。

イ 前掲アの(ア)から(エ)に該当する者であっても、次の(ア)から(エ)のいずれか一つに該当する者は、「標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員」から除外する。

(ア) 前年の合計所得が48万円以下（収入が給与のみの場合は給与収入が103万円以下）である者

但し、上記の48万円とは、現行の所得税法第2条33号所定の「同一生計配偶者」の定義中の「合計所得金額」であり、また、上記の103万円とは、前記「合計所得金額」に同法第28条第3項1号所定の「給与所得控除金額」を加算した金額である。将来所得税法が改正されこれらの金額に変動が生じた場合には、新たに所得税法が定める金額に読み替える。また、所得税法から同一生計配偶者に関する配偶者控除の制度が廃止されたときには、(ア)の除外条項は失効することとする。

(イ) 当年の合計所得が48万円以下（収入が給与のみの場合は給与収入が103万円以下）となることを自ら希望している者

但し、所得税法の改正があった場合には、前掲(ア)と同様に読み替える。

(ウ) 賃金計算期間の初日において時間給制水道検針員としての勤務を開始した日から2か月を経過しない者

(エ) 賃金計算期間内において、労働契約の終了日より2か月前の日が到来する者

(11) 「一時間当たり賃金額」

前掲(4)所定の「時間給制水道検針員」に支払われる「一時間当たり賃金額」とは、次のア項所定の「算出対象となる賃金」を、次のイ項所定の「月間実労働時間」で除して算出される金額をいう。但し、1円未満は切捨てとする。

ア 「算出対象となる賃金」

(ア) 「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金の種類は、毎月1回以上定期的に支払われる賃金とし、これ以外の賞与・退職金等は、除外する。

(イ) 「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金は、前掲(6)所定の賃金計算期間に支払われる賃金とする。但し、次の①から③の支給がなされている場合においては、これらに関して「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金から除外する。

① 通勤手当

なお、自宅と勤務場所との間の通勤に必要な実費を補填する性質のものは、名目の如何を問わず、全て通勤手当として扱う。

② 法定時間外労働に関する割増賃金、休日労働に関する割増賃金、及び、深夜労働に関する割増賃金

但し、割増賃金のうち、通常の労働時間の賃金に相当する部分は除外し、通常の労働時間の賃金に相当する部分に加工して支払われる割増部分のみを、割増賃金として扱う。

③ 年次有給休暇、結婚休暇、服喪休暇、育児休業、裁判員休業、その他の理由で労働義務が発生しないか又はその履行を免除された時間について、所得保障の目的で支払われた賃金

(ウ) 次の①から④いずれかの理由で賃金控除又は減額がなされる場合、「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金は、これらの控除又は減額がなされる前の賃金とする。

① 所得税等の租税の源泉徴収

② 社会保険料の賦課

③ 組合費の控除その他労働基準法第24条第1項所定の手続を経てなされる賃金控除

④ 懲戒処分による減給

(エ) 前掲(ア)から(ウ)をすべて充足する賃金の総額をもって、「一時間当たり賃金額」の算出対象となる賃金とする。

イ 「月間実労働時間」

前掲(6)所定の賃金計算期間における実労働時間の合計を、「月間実労働時

間」という。なお、一旦、所定労働日に指定されたが、有給休暇、結婚休暇、服喪休暇、育児休業、裁判員休業、その他の理由で労働義務を負わないか又は労働義務の履行を免除された日又は時間は、実労働時間として扱わない。

(12) 「裁判員休暇」

労働者が、裁判員制度に基づく裁判員候補又は裁判員に選任され、裁判所から出頭を求められた日に裁判所に出頭するために、使用者が当該労働者に対し年次有給休暇とは別に付与する休暇を「裁判員休暇」という。

(13) 「1日当たりの保障給」

次のア又はイのいずれか低い額をもって「1日当たり保障給」という。

ア 労働基準法第12条所定の平均賃金の日額

イ 最低賃金法に基づき福岡県に適用される最低賃金の日額に1.1を乗じた額第3条（一時間当たり賃金額の下限額）

使用者が、時間給制水道検針員に対して、検針業務に従事する日に関して支払う一時間当たり賃金額は、1,082円を下回らないものとする。但し、賃金計算期間の初日において時間給制水道検針員としての勤務を開始した日から2か月を経過しない者に関しては、この下限額の適用を除外する。

第4条（標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員に支払われる賃金の一時間当たり賃金額の下限額）

1 標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が140時間以内であり、かつ、月間検針実件数が3,500件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,605円を下回らないものとする。

2 前掲第1項の適用を受ける者を除くその余の標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が120時間以内であり、かつ、月間検針実件数が3,000件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,556円を下回らないものとする。

3 前掲第1項から第2項までの適用を受ける者を除くその余の標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間

の合計数が100時間以内であり、かつ、月間検針実件数が2,500件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,485円を下回らないものとする。

4 前掲第1項から第3項までの適用を受ける者を除くその余の標準賃金の支払対象となる時間給制水道検針員のうち、各賃金計算期間において、実労働時間の合計数が80時間以内であり、かつ、月間検針実件数が2,000件以上である者に対して支払われる賃金は、一時間当たり賃金額が1,420円を下回らないものとする。

第5条（裁判員休暇）

1 時間給制水道検針員は、裁判員制度に基づく裁判員候補又は裁判員に選任され、裁判所から出頭を求められたことを証する書面を使用者に予め提出し、かつ、出頭を求められた日に裁判所に出頭した場合、出頭した時間数の多寡にかかわらず、出頭した日に関して裁判員休暇を取得する権利を有する。

2 使用者は、時間給制水道検針員が裁判員休暇を取得し、当該休暇の取得期間に所定労働日が含まれ、所定労働日を休業する場合において、休業に伴う賃金減少分の一部を補填するため、一日当たりの保障給に各賃金計算期間中の所定労働日であって裁判所に出頭するため休業する日数を乗じた額を下回らない額を、通常の賃金に付加して、賃金支払日に支払う。

第6条（労働保険・社会保険）

使用者は、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、及び、厚生年金保険法の各法所定の要件を充足する時間給制水道検針員に対して、各法所定の手続をなすことにより、各時間給制水道検針員が各法所定の給付を受けることができるよう必要な措置を講ずる。

第7条（この労働協約の最低基準効）

1 時間給制水道検針員に適用される労働契約、労働協約、就業規則等の定める労働条件のうち、この労働協約の定める労働条件を下回る部分については無効とし、無効とされた部分は、この労働協約の定めるところによる。

2 この労働協約は、時間給制水道検針員の労働条件に関して、共通の最低基準を定めるものであり、各使用者は、労働契約の締結、就業規則の制定、又は、

労働協約の締結をなす際において、次のことをなすことができる。

- (1) この労働協約を上回る水準の労働条件を設定すること。
- (2) この労働協約が定める用語の定義を、労働者に有利に拡張すること。
- (3) 各使用者が時間給制水道検針員に対して支払う賃金又は保障給に関して、この労働協約が定める下限額を下回らず、この労働協約が定める額と同額またはこれ以上の賃金又は保障給を支払う限り、賃金又は保障給に関する時給・出来高給・諸手当その他の内訳項目の名称・呼称を自由に設定し、また、各内訳項目相互間の配分割合・配分額を自由に設定し、各内訳項目毎の単価と計算方法について自由に定めること。

第8条（この労働協約の有効期間）

1 この労働協約の有効期間は、令和6年4月1日から2025（令和7）年3月31日までとする。

2 適用される地域

福岡市全域

3 適用される使用者及び労働者

2に記載する地域内において、本件労働協約第2条(5)に定める「使用者」に該当する事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条(4)に定める「時間給制水道検針員」に該当する者

4 拡張適用の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を令和5年12月20日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名

縦覧に供する書類

縦覧期間

縦覧場所

安武地区土地改良区

土地改良事業計画書及び
定款の写し令和6年1月5日から
令和6年2月5日まで

築上町役場

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま・産直市場よってって
瀬高店

(2) 所在地 みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1他26筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ瀬高店・ソフトバンクみやま・産直市場よってって

瀬高店

(2) 所在地 みやま市瀬高町下庄字東欠橋723番1他26筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

当店舗の出入り口は交差点付近であり、また、地元住民の生活道路及び通学路として使用されているので、安全対策を徹底すること。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

市環境衛生課と協議を行い、分別によるリサイクル等廃棄物の減量に努めること。

(3) 騒音の発生に係る事項

駐車場又は各機器から発生する騒音について、近隣住民からの苦情がでないよう対応をすること。また、搬入搬出車両等の騒音についても配慮をすること。

(4) 廃棄物に係る事項等

市環境衛生課と協議を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス北泉店

(2) 所在地 行橋市北泉五丁目742番1、744番1、744番2、745番の一部、746番の一部、747番の一部、748番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン南行橋
- (2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

本件申請に関して、特段の支障はなく、特記する意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩津和崎字内畑86番1から86番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区中洲中島町4番23号

福高不動産株式会社

代表取締役 高倉 力矢

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあつ

た次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和5年12月12日小郡市告示第192号）

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和5年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,382

福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和5年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

627,385

福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年1月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,487
北九州市小倉北区	50,162
北九州市小倉南区	57,447
北九州市若松区	22,161
北九州市八幡東区	17,992
北九州市八幡西区	68,819
北九州市戸畑区	15,720
福岡市東区	86,926
福岡市博多区	67,809
福岡市中央区	56,540
福岡市南区	72,900
福岡市城南区	35,005
福岡市早良区	60,348
福岡市西区	56,646
大牟田市	30,651
久留米市・うきは市	90,362
直方市	15,376
飯塚市・嘉穂郡	38,458
田川市	12,581

柳川市	17,660
八女市・八女郡	22,240
筑後市	13,429
大川市・三潞郡	12,865
行橋市	20,118
中間市	11,328
小郡市・三井郡	20,400
筑紫野市	29,203
春日市	30,454
大野城市	27,748
宗像市	26,745
太宰府市	19,674
古賀市	16,135
福津市	18,275
宮若市・鞍手郡	13,707
嘉麻市	10,066
朝倉市・朝倉郡	23,030
みやま市	10,011
糸島市	28,289
那珂川市	13,429
糟屋郡	62,422
遠賀郡	25,523
田川郡	20,408
京都郡	15,373
築上郡・豊前市	15,448

正 誤

発 行 年 月 日	公 報 番 号	種 類	同 上 番 号	ペー ジ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
5. 8. 8	421	公 告		5	○		表中		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">5 北整第 33 号 - 1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">5 北整第 33 号 - 2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5 北整第 33 号 - 3</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">5 北整第 55 号 - 1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">5 北整第 55 号 - 2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5 北整第 55 号 - 3</div>